

No	資料名等		質問・意見内容	回答
1	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	<p>その他質問・意見書への回答 基本協定書（案）のNo. 1にて、「構成企業の定義は入札説明書の通り」との回答を頂き、SPCに出資をしない企業であっても、基本協定書における構成企業になることが出来ることのご回答を頂戴致しました。</p> <p>その際、基本協定書（案）第1条に定める「事業の遂行者（事業予定者）」は5月12日付で公開されている案では「乙の設立する」と定めている為、基本協定書における構成企業の全てがSPCへに出資を前提にしていることになり、矛盾が生じております。</p> <p>構成企業の考えについては入札説明書が正とのことでありましたので、事業の遂行者について「乙の設立する」ではなく、「乙のうち、出資を行うものが設立する」という内容にご修正をお願いしたく存じます。</p>	<p>構成企業のうち出資を行う企業を「出資企業」として、基本協定書（案）を修正します。</p>
2	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	<p>質問No. 1にご対応頂ける場合、基本協定書案における「乙」は「事業予定者への出資者」と同一のものにはなりません。つきましては第3条における「乙は」と記載がある部分について「乙のうち、事業予定者に出資を行うものは」という内容にご修正をお願いしたく存じます。</p>	<p>第3条3項「末尾当事者（乙）欄に（構成企業）として記名押印する各社（以下「構成企業」という。）」を、出資企業を示すよう修正します。</p>
3	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	<p>他のPFI事例では、構成企業と協力企業が明確に定義されており、本事業においては定義されていないため、出資を行わない構成員が本協定書の契約当事者（乙）に含まれる建付けとなっております。よって第3条のSPC設立義務にも該当してしまうこととなり修正が必要かと存じます。以上のことから、本協定書前文の「末尾当事者（乙）欄に記名捺印せる各社」に「出資をしない構成員は除く」と追記いただくこと、又は他のPFI事業の協定書と同様に、出資をしない構成員（＝協力企業）の定義を明記して規定頂きます様お願いいたします。</p>	<p>No. 2参照</p>

4	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	質問No. 1にご対応頂ける場合、基本協定書案における「乙」は「事業予定者への出資者」と同一のものにはなりません。つきましては第4条における「乙は」と記載がある部分について「乙のうち、事業予定者に出資を行うものは」という内容にご修正をお願いしたく存じます。	ご指摘のとおりです。出資の有無がわかる記載となるよう修正します。
5	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	質問No. 1にご対応頂ける場合、基本協定書案における「乙」は「事業予定者への出資者」と同一のものにはなりません。つきましては第5条における「乙は」と記載がある部分について「乙のうち、事業予定者に出資を行うものは」という内容にご修正をお願いしたく存じます。	原案のままとします。
6	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	質問No. 1にご対応頂ける場合、基本協定書案における「乙」は「事業予定者への出資者」と同一のものにはなりません。つきましては第6条第1項・第4項・第5項における「乙は」と記載がある部分について「乙のうち、事業予定者に出資を行うものは」という内容にご修正をお願いしたく存じます。	原案のままとします。
7	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 1	質問No. 1にご対応頂ける場合、基本協定書案における「乙」は「事業予定者への出資者」と同一のものにはなりません。つきましてはNo. 2～5までの質問と重複してしまうところもございますが、各条文における「乙」の範囲について「事業予定者への出資者となる代表企業及び構成企業のみ」を指し示すものになるのか、または「事業予定者への出資の有無を問わない代表企業と構成企業」を指し示すものになるのか、明確になるよう条文の修正をお願いしたく存じます。	ご指摘のとおりです。出資の有無がわかる記載となるよう修正します。

8	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 8	検討結果は提案提出までにご提示いただけますでしょうか。	第6条6項を、「本事業の施設整備業務相当額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10に相当する金額」として修正します。
9	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 8	本条では基本協定第6条第6項に基づく違約金の請求が事業契約成立以降も発生するように規定されており、一方で事業契約においても同様の条文（第61条）がございます。この場合、違約金（罰課金）が二重に課される建付けとなり、過剰な罰則規定であると解釈しておりますが、事業契約成立後は事業契約に基づく違約金の請求のみが適用される理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 11	「その他質問・意見書への回答_基本協定書」No. 11でもご質問させて頂いておりますが、基本協定第6条第6項に基づく違約金の請求は事業契約成立までが有効期間であり、事業契約締結後は事業契約の解除条項及び違約金が適用される理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。 なお、基本協定書第10条は、事業契約成立後も適用されることにご留意ください。
11	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 11	他の一般的なPFI事業において、基本協定書の規定は基本協定書の契約当事者である構成企業が権利義務を負い、事業契約書の規定においては契約当事者であるSPCのみが権利義務を負う建付けとなっております。よって、本事業においても事業契約締結日以後は、契約当事者であるSPCが事業契約上の権利義務を負うため、基本協定書の契約当事者は事業契約当事者ではないため何ら責任を負わないとの理解で宜しいでしょうか。 (質問理由としましては、出資をしない構成員が事業契約締結日以後も契約終了日まで長期間に渡って事業契約上の契約義務を負わないことを確認するためです。)	基本協定書内にて、「本事業の終了に至るまで」「本協定の終了後も」等の記載がある項目を除き、ご認識の通りです。

12	その他質問・意見書への回答_基本協定書	No. 11	<p>本条では「前条の定めにかかわらず、事業契約成立後に、乙のいずれかが第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったとき、甲は、本協定を解除することができるものとする。」との記載がございます。</p> <p>一方で、第10条の前条である第9条第1項では「本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし本契約が成立した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。」と定めており、事業契約の本契約が成立された時点で基本協定書の効力はなくなり、基本協定締結当事者への法的拘束力は消滅するものと解されます。</p> <p>これを踏まえまして第10条を確認致しますと「事業契約成立後に～甲は、本協定を解除することができるものとする」と記載されており、事業契約の成立後に本協定が解除できる、つまり本協定が有効なものとして存在していることになり、矛盾が生じていると考えられます。</p> <p>既に貴市よりご公表頂いている「その他質問・意見書への回答基本協定書（案）」の11では「事業契約成立後に」という文言が誤りではないとご回答頂いておりますので、本件第10条につきまして、どのようなご主旨を以て基本協定書（案）に記載されているのか、ご教示頂きたく存じます。</p>	<p>第9条第1項では本協定の有効期間を定めており、第2項では有効期間内に事業契約の締結に至らないような事象が生じた際に本協定を終了することを定めたものですが、第10条では事業契約成立後（本協定の有効期間以後）について、所定事項に該当する場合に、締結済みの本協定を解除することができるものとする主旨です。</p>
----	---------------------	--------	--	--